

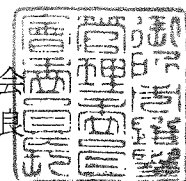


御所市選挙管理委員会告示第1号

御所市議会議員及び御所市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月6日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



御所市議会議員及び御所市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

御所市議会議員及び御所市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成5年御所市選挙管理委員会告示第42号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「24,140円」を「64,500円」に、「9,300円」を「16,100円」に改める。

様式第5号中「（公職選挙法施行令第109条の8の規程により読み替えて適用される同令第109条の7第3項に定めるに定める金額）×（確認された作成枚数）＝限度額」を「8円38銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額」に、

「単価（1,070円）×確認された作成枚数＝限度額」を

「 $\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$ 」

単価×確認された作成枚数＝限度額」に改める。

様式第6号中「24,140円」を「64,500円」に、「9,300円」を「16,100円」に、「公職選挙法施行令第109条の8の規程により読み替えて適用される同令第109条の7第3項に定めるに定める金額」を「8円38銭」に、「1,070円」を「1,070円」に改め、

「

- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。を
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

」

- 2 D欄には、次により算出した金額を記載してください。
 $\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$ に改める。
- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の御所市議会議員及び御所市長の選挙における選挙運動の公費



御所市教育委員会告示第1号

御所市教育委員会（令和7年度1月定例会）を下記により招集いたします。

令和8年1月7日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



1. 招集する日時 令和8年1月22日（木）
14:00～
2. 招集する場所 市役所3階 会議室B
3. 付議する案件 (1) 御所市立学校行政財産使用料条例の一部改正及び御所市立学校行政財産使用料条例に基づく教職員駐車場の使用料等に関する規則の廃止
(2) その他



御所市公告第 / 号

市営住宅の入居者募集について、御所市営住宅条例（平成10年御所市条例第1号）第4条第2項及び第3項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年1月8日

御所市長 山田 秀士



記

- 1 供給場所 御所市大字本馬 151 番地の 12
市営住宅サン柏原 [3階建]
- 2 規格及び戸数 2DK 1戸 ・ 3LDK 1戸
- 3 家賃 【2DK】 19,100～37,500 ・ 【3LDK】 25,600 円～50,200 円
- 4 入居者資格等 別紙「御所市営住宅 入居申込案内」のとおり
- 5 指定入居日 令和8年3月1日
- 6 入居申込用紙の配布・受付期間
令和8年1月13日（火）～22日（木）
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日・祝日は除きます。
- 7 入居申込窓口 御所市役所新館2階 住宅課
Tel 0745-62-3001（内線563）
- 8 その他 【2DK】 単身世帯での申し込みには条件があります。
【3LDK】 単身者での申し込みはできません。
募集住戸に複数の申し込みがあった場合は、抽選になります。
募集の結果、応募割れとなった場合は、随時募集を行います。



御所市規則第1号

御所市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月15日

御所市長 山田 秀 士



御所市消防団規則の一部を改正する規則

御所市消防団規則(昭和33年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の次に「、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき」を加える。

第2条第1項中「その他の」を削る。

第7条中「赴く」を「出動する」に改める。

第9条第1項中「許可を得ないで」を「命令を受けることなく」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

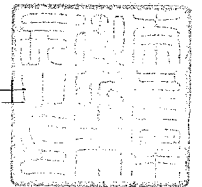


御所市公告第 2 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第 17 条に基づき、別紙のとおり公表いたします。

令和 8 年 1 月 21 日

御所市長 山田 秀士



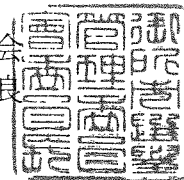


御所市選挙管理委員会告示第2号

令和8年1月26日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



50分の1の数	403人
6分の1の数	3,358人
3分の1の数	6,716人

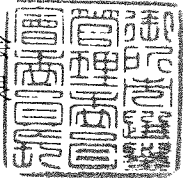


御所市選挙管理委員会告示第3号

令和8年2月8日執行予定の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2の規定によるポスター掲示場を次の場所に設置した。

令和8年1月26日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



記

投票区名	掲示場番号	ポスター掲示場の設置場所	備考
	別紙記載のとおり		

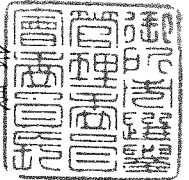


御所市選挙管理委員会告示第5号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時及び場所を次のとおり定める。

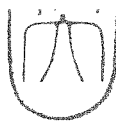
令和8年1月27日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



記

- 1 日 時 令和8年2月8日 午後9時20分から
- 2 場 所 御所市防災交流館

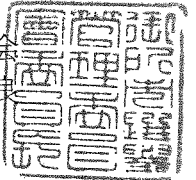


御所市選挙管理委員会告示第6号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所は次の場所に設ける。

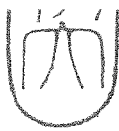
令和8年1月27日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



記

投票区名	投票所	投票区名	投票所
1	御所幼稚園	9	葛城保育所
2	御所中学校会議室	10	葛城北地区集会所
3	秋津小学校体育館	11	名柄小学校
4	掖上小学校体育館	12	幸町保育所
5	葛公民館	13	御所市文化交流センター
6	元朝町小学校敷地内 文化財資料室	14	御所市中央公民館
7	御所市防災センター	15	大正幼稚園
8	葛城西 コミュニティセンター	16	御所市防災交流館



御所市選挙管理委員会告示第7号

令和8年2月8日衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



記

投票 区名	投票 管 理 者		同 職 務 代 理 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
	別紙のとおり			



御所市選挙管理委員会告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び不在者投票を行う場所は、次のとおりとする。

令和8年1月27日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



記

1 期日前投票所

場 所 御所市役所 別館 入札室
所在地 御所市1番地の3
設置期間 衆議院議員総選挙
令和8年1月28日から令和8年2月7日まで
最高裁判所裁判官国民審査
令和8年2月 1日から令和8年2月7日まで

2 不在者投票を行う場所

場 所 御所市役所 別館 入札室
所在地 御所市1番地の3
設置期間 衆議院議員総選挙
令和8年1月28日から令和8年2月7日まで
最高裁判所裁判官国民審査
令和8年2月 1日から令和8年2月7日まで

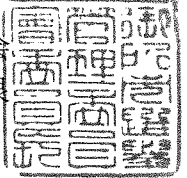


御所市選挙管理委員会告示第9号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

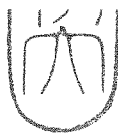
令和8年1月27日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



記

職務を 行う日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
	別紙のとおり			

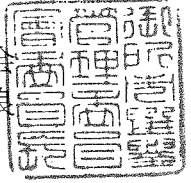


御所市選挙管理委員会告示第10号

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所は、次の場所に設ける。

令和8年1月27日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



記

1. 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の場所・名称

所在地：御所市1番地の3

名称：御所市役所 別館 入札室

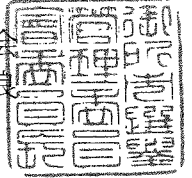


御所市選挙管理委員会告示第11号

令和8年2月8日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における投票所内の公職の候補者の氏名及び党派別の掲示の順序を定めるくじの実施日時及び場所を次のとおりとする。

令和8年1月27日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



- 1 日時 令和8年1月27日 午後5時30分
- 2 場所 御所市1番地の3
御所市役所 本館2階 第5会議室

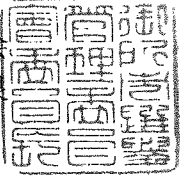


御所市選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における開票立会人を定める「くじ」を次の日時及び場所において行う。

令和8年1月27日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



- 1 日時 令和8年2月5日 午後5時30分
- 2 場所 御所市1番地の3
御所市役所 本館2階 第5会議室



御市農委告示第1号

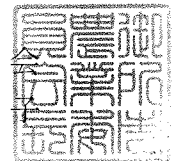
御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- 1 招集日時 令和8年2月12日(木)
午後1時30分
- 2 招集場所 御所市役所新館3階 会議室B
- 3 案 件 (1) 農地法各条申請の審議
(2) その他

令和8年1月26日

御所市農業委員
会長 壺井 和





御所市規則第2号

御所市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月29日

御所市長 山田 秀士



御所市会計規則の一部を改正する規則

御所市会計規則(昭和45年御所市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第23条第3項第3号中「及び通信運搬費」を「、通信運搬費及び放送受信料」に改め、同項第4号中「購読料」の次に「及び図書の追録代」を加え、同項第6号中「扶助費、」の次に「償還金、利子、割引料及び」を加え、同項第7号を次のように改める。

(7) 諸支出金及びこれらに係る還付加算金

第23条第3項に次の3号を加える。

(8) 非常災害のための即時支払を必要とする経費

(9) 1件10万円未満の需用費、役務費、原材料費及び備品購入費

(10) 1件5万円未満の支出

第35条の2第6号中「第34条」を「第35条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第35条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の御所市会計規則の規定は、令和8年度の予算に係る会計事務から適用し、令和7年度以前の年度の予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

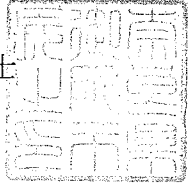


御所市告示第8号

御所市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月29日

御所市長 山田 秀 士



御所市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する告示
御所市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成27年御所市告示第148号）
の一部を改正する。

第3条中「10ヘクタール」を「5ヘクタール」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 交付金の額は、実施要領第6の3及び実施要領の運用第8に定める規定に基づき算出する。この場合において、交付金の交付単価は実施要領第6の3の(2)のア及びイの表中の②とする。

別表を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和7年度分の交付金から適用する。

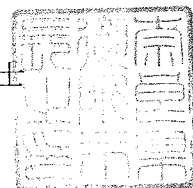


御所市告示第9号

御所市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱を次のように定める。

令和8年1月29日

御所市長 山田 秀 士



御所市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「物価高対応子育て応援手当の支給について」(令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知)の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から御所市(以下「市」という。)が実施する、物価高対応子育て応援手当(以下「応援手当」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 応援手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給対象者」という。)に支給する。

- (1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当の受給者
- (2) 令和7年9月30日(以下「基準日」という。)の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童(以下「新生児」という。)の父母等(児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する父母等をいう。)、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親(以下「里親等」という。))又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等(法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。)の設置者
- (3) 第1号の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚(離婚調停中その他これらに準ずるものを含む。)により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、第1号の受給者から応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合又は当該受給者が、応援手当に相当する額の金銭等を応援手当の目的のために費消していた場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、応援手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同項に規定する者(以下「受給者等」という。)に対して応援手当の支給が決定されている場合は、この限りでない。

<p>(受給者等死亡の場合)</p> <p>基準日後、支給決定前までの間に第1項に規定する受給者等が死亡した場合(この第2項の規定により応援手当を支給される者が、応援手当の支給が決定する前に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>(施設入所等児童であることが事後に判明</p>	

<p>した場合)</p> <p>基準日後、支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを受給者等に応援手当を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>
<p>(家庭内暴力事案の場合)</p> <p>基準日後、支給決定前までの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしてしている当該受給者等の配偶者（現に第3条第2項に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該受給者等に対して応援手当を支給する市町村に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該受給者等の配偶者</p>

(応援手当の支給等)

- 第3条 市は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、応援手当を支給する。
- 2 支給対象者に対して支給する応援手当の金額は、応援手当の支給額の算定の基礎となる児童(以下「対象児童」という。)1人につき2万円とする。
- 3 前項に規定する対象児童は、令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童の場合は、10月分)の児童手当に係る児童及び第2条第1項第2号に規定する新生児とする。

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

- 第4条 市は、第2条第1項第1号に規定する支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者(以下「一般支給対象者」という。)に対し、応援手当の支給の申入れを行うものとする。
- 2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けた際、物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書(様式第1号)により、応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、令和8年2月20日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、応援手当を支給するものとする。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、応援手当の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる方式を行うものとする。

- (1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 2 一般支給対象者は、前項第2号又は第3号に規定する方式で受給する場合には、物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書(様式第2号)を市長に届け出なければならない。

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 第2条第1項第1号に規定する支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員(以下「公務員支給対象者」という。)に対して支給する応援手当に係る市の申請受付開始日は、令和8年2月12日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年4月15日とする。

(出生児童支給対象者に係る申請期限等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する支給対象者(以下「出生児童支給対象者」という。)に対して支給する応援手当については、当該者からの、新生児に係る児童手当の申請の提出を受ける際に応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年4月15日とする。

(離婚等支給対象者に係る申請期限等)

第8条 第2条第1項第3項に規定する支給対象者(以下「離婚等支給対象者」という。)に対して支給する応援手当については、当該者からの、対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年4月15日とする。

(公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第9条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者(以下「公務員支給対象者等」という。)は、物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)(様式第3号。以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

- 2 公務員支給対象者等による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 前項の規定にかかわらず、出生児童支給対象者のうち、令和8年1月30日までに出生した児童に係る児童手当の申請をした支給対象者については、第4条に規定する支給の申し入れ等を行い、第5条に定める方式により支給する。

- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理人による申請)

第10条 申請者に代わり、代理人として前条第1項の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成員

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保

佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が応援手当の支給の申請をするときは、申請書に加え、原則として委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者等に対し、応援手当を支給するものとする。

(応援手当の支給等に関する周知)

第12条 市長は、応援手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第6条から第8条の申請期限までに第9条第1項の申請が行われなかった場合は、当該公務員支給対象者等が応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年4月30日までに指定口座への振込が口座解約、変更等によりできなかったときは、本件の支給決定はなかったものとみなす。

3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った応援手当の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。



御所市告示第11号

御所市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月30日

御所市長 山田 秀士



御所市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する告示
御所市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年御所市告示第147号）の一部
を改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 交付金の額は、別表第2のとおりとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

活動区分	交付額
1 農地維持活動	実施要綱別紙1の第6に基づき算出する。
2 資源向上活動(共同)	実施要綱別紙2の第6に基づき算出する。
3 資源向上活動(長寿命化)	

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和7年度分の交付金から適用する。